

## 支援事業・制度の概要

分野	①産業振興、③観光・交流、⑦教育・人材育成、⑨まちづくり
活用する場面	V「地域の拠点となる施設等を整備したい」場面
事業・制度の名称	過疎地域遊休施設再整備事業
趣旨	過疎地域には、廃校舎や老朽化して使用されていない家屋等が数多く存在している。こうした遊休施設を有効活用し、地域振興や都市住民との地域間交流を促進するため、生産加工施設、資料展示施設、教育文化施設、地域芸能・文化体験施設等の整備に要する経費に対して補助を行う。
実施主体	過疎地域市町村
支援対象事業	次に掲げる要件を満たすものであること。 ア 現在使用されていない家屋、廃校舎、その他本来の用途を廃止した施設等遊休施設を有効活用するものであること。 イ 都市部等との人・文化・情報等による地域間交流を図るものであり、交流を図る上で、都市部等との連携が図られているもの。又は、地域の振興に資するものであること。 ウ 一体的なコンセプトによって地域に所在する既存の施設との調和が図られ、またそのような施設と連携して交流事業等を推進するものであること。 エ 自然環境や街並み景観に配慮したものであること。 オ 文化、歴史等の地域の特性・魅力をいかしたものであること。
採択要件、補助要件	1 補助対象限度額 60,000千円 2 補助率 3分の1以内
採択枠、募集方法、採択スケジュール等	募集時期：前年度の12月頃
最近の実績	平成24年度 今治市
県の担当窓口	地域政策課地域づくり支援グループ TEL:089-912-2261 FAX:089-912-2969 E-mail:chiikiseisak@pref.ehime.jp
関係省庁、団体等	総務省過疎対策室
関係URL	